

健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)第17条に基づき、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(健康長寿社会)を形成するため、政府が講ずべき医療分野の研究開発及び健康長寿社会に資する新産業創出等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するべく策定するもの。

* 対象期間: **2020年度から2024年度までの5年間**。フォローアップの結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

基本方針

世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発の推進

- AMEDを核とした、基礎から実用化までの一貫した研究開発
- モダリティ等を軸とした「統合プロジェクト」の推進
- 最先端の研究開発を支える環境の整備

健康長寿社会の形成に資する新産業創出及び国際展開の促進

- 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築、総合的なヘルスケア産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの構築
- アジア・アフリカでの富士山型ヘルスケアの実現、日本医療の国際化

具体的施策

1. 研究開発の推進

- 5つの「**統合プロジェクト**」を定め、プログラムディレクター(PD)の下で、各省の事業を連携させ、基礎から実用化まで一元的に推進

【モダリティに基づくプロジェクト】

医薬品

医療機器・ヘルスケア

再生・細胞医療・遺伝子治療

ゲノム・データ基盤

【研究開発基盤に係るプロジェクト】

+

研究開発基礎基盤

* 我が国の社会課題である疾患分野は、予算規模や研究開発の状況等を把握(がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症)

- 健康寿命延伸を意識し、「**予防／診断／治療／予後・QOL**」といった**開発目的**を明確にした技術アプローチを実施
- 野心的な目標に基づくムーンショット型の研究開発(P)

2. 研究開発の環境の整備

- 研究開発支援を行う拠点となる橋渡し研究支援拠点や臨床中核拠点病院等の整備、強化
- 国立高度専門医療研究センターの組織のあり方の検討**
- 共通基盤施設の利活用推進、研究開発で得られたデータの連携の推進

3. 研究開発の公正かつ適正な実施の確保

4. 研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等

1. 新産業創出

(1)公的保険外のヘルスケア産業の促進等

- 職域・地域・個人の健康投資の促進(健康経営の推進 等)
- 適正なサービス提供のための環境整備(ヘルスケアサービスの品質評価の取組促進 等)
- 個別の領域の取組(「健康に良い食」、スポーツ、まちづくり等)

(2)総合的なヘルスケア産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの強化

(官民ファンド等によるベンチャー等への資金支援 等)

2. 国際展開の促進

- アジア健康構想**の推進(規制調和の推進を含む)
- アフリカ健康構想**の推進
- 我が国の医療の国際的対応能力の向上(医療インバウンド、訪日外国人への医療提供など)

○健康長寿社会の形成に資する重要な取組

- 認知症施策推進大綱に基づく**認知症施策の推進**
- 薬剤耐性対策アクションプランに基づく**AMR(薬剤耐性)対策の推進**

研究開発及び新産業創出等を支える**基盤的施策**

○データ利活用基盤の構築

- (1)データヘルス改革の推進
- (2)匿名加工医療情報の利活用の推進

○教育の振興、人材の育成・確保等

- (1)先端的な研究開発の推進のために必要な人材の育成・確保等
- (2)新産業の創出及び国際展開の推進のために必要な人材の育成・確保等
- (3)教育、広報活動の充実等